

事 務 連 絡
平成23年3月30日

各都道府県 保育士登録ご担当者殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育係

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う保育士登録の対応について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、指定保育士養成施設の卒業生及び保育士試験の合格者についても多くの方々が被害を受け、また避難所への避難、県外への避難等を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、被災した卒業生及び合格者が就業等において不利益を被ることのないよう、下記のとおり、保育士登録に関して特段の配慮をお願いいたします。

記

○証明書の確認における配慮

被災した卒業生及び合格者の立場を最大限考慮し、学校による書類の逸失、郵便や官公署の機能不全による遅延等により、登録申請に係る添付書類の提出について時間を要する場合において、学校による他の書類による証明書の発行による確認やFAXにより確認を取る等、柔軟かつ弾力的な制度の運用を図るよう特段の配慮をお願いしたいこと。